

○熊本市議会委員会条例（平成２５年条例第２８号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
（常任委員会の設置等）			（常任委員会の設置等）		
第１条 （略）			第１条 （略）		
２ 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次のとおりとする。			２ 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次のとおりとする。		
委員会の名称	所管事項	委員の定数	委員会の名称	所管事項	委員の定数
総務委員会	（略）	（略）	総務委員会	（略）	（略）
教育市民委員会	（略）	（略）	教育市民委員会	（略）	（略）
厚生委員会	(1) 健康福祉局の所管に属する事項 <u>(2) こども局の所管に属する事項</u> <u>(3)</u> 病院局の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)	（略）	厚生委員会	(1) 健康福祉局の所管に属する事項 【新規】 <u>(2)</u> 病院局の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)	（略）
環境水道委員会	（略）	（略）	環境水道委員会	（略）	（略）
経済委員会	（略）	（略）	経済委員会	（略）	（略）
都市整備委員会	（略）	（略）	都市整備委員会	（略）	（略）
予算決算委員会	（略）	（略）	予算決算委員会	（略）	（略）
３・４ （略）			３・４ （略）		

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。